

JMITU北部地域支部
ホームページ
http://jmitu-tokyo-hokubu.org/



北部地域支部機関紙 第234号
2022年 2月10日(木曜日)
JMITU (日本金属製造情報通信労組)
東京地方本部 北部地域支部

22春闘 池袋 北部地協一斉宣伝



要求する側に有利な情勢の春闘でも個々のたたかいは厳しいぞ

2月6日(土)池袋東口駅前広場で、北部地協の春闘の一斉宣伝行動が行われました。

既にマスクミでも何度も放送されていますが、日本の労働者の実質賃金が20年以上も上がっていない事、世界の先進国ではこの間に実質賃金が20〜30%上がっているのに、ついに経団連も、余力のある企業は賃上げをと言いつつも、個々の企業はその実情に応じた対応をと言いい、総論では内部留保

をいつても、原材料がかつてなく上がった。部品調達ができないなどの困難を理由に、賃上げに厳しい対応が十分予想されます。

この日午後から行われた地協の第三次春闘討論集会では、個々の支部の取り組みが報告され、JMITUとして結束して春闘を闘う事を確認しました。

65歳までの継続雇用を拒否

60歳定年後の60〜65歳雇用継続は企業の義務だ

働く者にとって60歳定年退職から年金受給開始65歳までの5年間は、新たな仕事と収入確保が緊急の課題であり、のんびり老後を過ごすことはできない。

60歳定年後も同じ会社での雇用継続は切実です。そのため国は「高年齢者雇用安定法」を改訂し昨年4月から「労働者全員が60歳定年」、その後雇用継続は「原則希望者全員65歳までの雇用

会社のパワハラ・差別とたたかう小林組合員

特殊な金属化合物製造会社の現場で働く小林さんは4年前、上司のパワハラと出勤停止処分を受けました。

「このままでは会社を「解雇」される恐れがある。知人の紹介でJMITUに加入しました。

直ちに支部は、団体交渉を行い、「出勤停止処分」を有給休暇に切り替えさせ、雇用を守りました。

小林さんの入社以来の「賞与明細書」を調べると、3年目ごろから支給額が毎回下げられ、5年目以降は最高支給額の半分以下にされていることが分かりました。

小林さんは、この事態を夏冬の一時金交渉で会社に明らかにし、昨年冬一時金では最高支給額の90%程まで回復を実現しました。

入社以来の「給与明細書」も調べると最近では、賃上げゼロが続いており、査定の実態も公表されていません。

団交で問題提起し、昨年賃上げ1050円の回答を引き出した。22春闘では、過去のゼロや低賃上げを回復する要求を出して成果を実現したい。

また、賃金・労働条件を維持したまま「60〜65歳定年」をめざしたい。(岡崎)

近づいた1月下旬、組合は団体交渉を行ったが、会社は「遅刻がある、シフト勤務表決定後に有給取得したなどの理由をあげて65歳継続雇用拒否を正当化した。会社がこのような理由を示して「65歳継続雇用しなくても違反でない」と言うのだ。国が年金支給開始年齢は65歳にしながら60歳定年退職、こんな企業の一方的理由理由で65歳を拒否できることは許せない。Mさんと組合のたたかいが始まる、ガンバろう組合員のみなさん！ (吉田)

2月の組合員集合日は開催します

2月20日(日)9時30分から本部3会議室F会議室
新型コロナウイルスの感染防止の為、全員マスクの着用・手の消毒・換気・密を避けた機の配置など配慮し行いますので、お集まりください。

会社の場当たり対応が窮地に!

昨年五月下旬に、突如5月末で辞めてくれと口頭で告げられた不動産会社勤務のKYさん。地域支部に加盟して団体交渉を重ねてきました。解決に至らず、都労委のあっせんも、わずかな解決金とKYさんの謝罪を条件としたため不調に終わりました。

8月に城北法律事務所所の弁護士に依頼。相手が解決の意思を見せない為、11月労働審判に申し立てました。

労働組合があると無いとではこんなに違うのか

私は65歳で退職するまでは、大陽ステレスpring支部の書記長をしていました。

同じ時期に支部執行委員長も65歳退職となり、元の職場はたった一人の組合員となっていました。北地域支部の分会に移行しました。

去る1月25日、第一回審問が開かれました。解雇理由が二転三転

これに先立って行われた団体交渉で、会社はKYさんを懲戒解雇とする。従って退職金も支払わないと突然言い出したのです。

裁判所もこの会社の対応にはあきれて、「懲戒解雇の体をなしていない」と言っています。

労働審判は、労使紛争の仲介をする場所です。判決を出す場所ではありませんので、組合の

私は退職後、新しい職場にパートとして入社して10カ月がたちました。そこで感じたことは、労働組合が存在していることが、当たり前のように感じていた頃とは無縁で、組合が無い職場では、言葉にはならないほど、余りに

主張がすべて通すことは難しい所です。しかしこの間に元職場の同僚がKYさんの主張を裏付ける陳述書を出してくれるなどの応援者が出てきて、KYさんは大いに励まされています。

裁判日程

組合員の傍聴支援で解決めざそう!

- 2月25日(金) 13時30分～
- 第4回ダイレイKさん不当解雇・東京地裁408号法廷

2・27東日本金属労働者のつどい

全員参加を基本にひとりひとりに声をかけ、みんなの力で集会成功をめざそう!

日時：2月27日(日) 13:00～ 12:30会場
場所：日比谷公園・野外音楽堂

「大幅賃上げのチャンス」という22春闘の情勢をいかし、大幅賃上げを現実のものとするためにも、「生活」を土台にした要求を全面に経営者にくらしをまもる責任を迫るとともに、全員参加の春闘と産業別統一闘争を強化し、労働組合の本気度を示す必要があります。その大きな柱が「東日本集会」です。

執行委員連絡先

今後の日程

- 2月16日(水)第282回金属反共同行動/JMITU中央行動
- 20日(日)09:30～: 第4回組合員集合日(本部3F会議室)
- 13:00～: 街頭無料労働相談会(池袋東口ビックカワ交差点)
- 21日(月)18:45～: 北部地協組織部会(ニッカン事務所)
- 24日(木) 22春闘統一要求日
- 25日(金)13:30～: ダイレイ第4回裁判(東京地裁408号法廷)
- 27日(日)10:00～: JMITU春闘宣伝(新橋駅)
- 13:00～: 東日本金属労働者のつどい(日比谷野音)
- 3月 9日(水)22春闘回答指定日
- 10日(木)JMITU第1統一行動日(リースライク)
- 11日(金)18:45～: 北部地協幹事会(ニッカン事務所)
- 19日(土)北部地協芋植え(JR川越線・房氏高萩駅より徒歩20分)
- 20日(日)09:30～: 第5回組合員集合日(本部3F会議室)



前職場では、コロナ対応など、当たり前のように特別休暇が使えたのに自分の有休で

職場で団結や連帯など声高に叫ぶこともできません。自分の言いたいことも言えず、我慢の連続でストレスも溜まってしまいますね。

労働組合があれば、少なからず要求が出

された人にもいます。起ころのではとは思いますが、幸いにして、JMITUという労働組合に加入してましたので、自分自身がまだ冷静に見られる状態です。職場でより良い人間関係を作ることが難しいものだと感じますが、これからは皆さんと一緒に頑張ってくださいと思います。

【K・岡本】